



鴻巣市定住促進事業 結婚新生活支援補助金

平成28年6月定例会は、6月6日から6月22日までの17日間の会期で開かれ、市長から提出された「平成28年度鴻巣市一般会計補正予算（第1号）」など12件の議案について、慎重審議し、すべての議案を原案のとおり可決しました。なお、議員提出議案2件を上程の上、可決し、請願2件のうち1件は採択、1件は不採択となりました。

補正予算 結婚新生活支援事業

問 埼玉県内では本市だけが手を挙げたと聞くが、その理由は。

答 内閣府子ども・子育て本部による補助金を活用した少子化対策です。経済的理由で結婚に不安を抱える低所得者に対し、結婚に伴う新生活の経済的支援を行うことにより、結婚数の増加と鴻巣市への定住促進を図ります。

問 対象期間及び対象年齢は。

答 申請書提出期限は、平成28年4月1日～平成29年2月28日です。対象年齢は、夫婦の年齢が平成28年4月1日現在で49歳以下が条件です。

問 夫婦の平成27年中の合計所得が3百万円未満を対象としているが、結婚を機に退職し、現在無職の場合の所得はどのように考えるのか。

答 離職した次の月における所得に12を乗じた額を年間所得とします。

問 住宅補助の対象とする費用は。

答 住宅の取得費用、新たに物件を賃借する際に要した賃貸費用や引越費用が対象になります。補助金額は、上限18万円です。ただし、生活保護の世帯で住居手当が、すべて出ているなど公的制度による住宅補助を受けている場合は該当しません。

条例の一部改正 放課後児童支援員の資格拡大

問 条例改正の理由は。

答 放課後児童支援員の資格について、本年4月の学校教育法の一部改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う、新たな学校の形態として義務教育学校が創設されました。それに伴い、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものです。

条例の一部改正 小規模「通所介護」等の市への権限移管

問 権限移管の理由は。

答 地域支援を行いながら、いつまでも在宅で自分らしく暮らすという地域包括ケアの理念があり、利用定員18人以下の通所介護事業所等が、小規模で地域に密着したサービスを推進するという意味から、県が指定・指導する広域型から市町村が指定・指導できる地域密着型に移管したものと捉えています。

補正予算 放課後児童クラブの分室を設置

問 鴻巣・あたご・赤見台第2・大

芦への新たな分室設置による、放課後児童支援員の増員、利用可能児童数及び整備完成時期は。

答 支援員の配置基準は、概ね児童40人以下に対して2人であり、現在は基準を満たしておりません。今後は分室が整備された場合は、増員が必要な場合も考えられます。また、1校2教室の改修による利用児童数は、約60人程度です。工事期間については、夏休みに工事を行い、9月から入室できるように整備を進める予定です。

補正予算 川里農業研修センター 浄化槽の修繕

問 今回の浄化槽水中ブローワー修繕

のほかに突発的に改修が必要となるおそれのある部分があるのか。

答 現在、浄化槽水中ブローワーのほかに、緊急に修繕が必要な部分はありません。

問 この農業研修センターは、コミュニ

ニティーづくりの大切な場として存続すべきと思うが、どう考えるか。

答 地域の発展を目指し、コミュニティを進めるということを念頭に置きながら、この施設のあり方については、今後、関係部局を含め協議していきたいと考えます。

請願

議請第3号 国旗掲揚に関する請願について(採択)

反対討論

憲法で保障されている思想、信条、良心の自由を侵してはいけません。また、日の丸の歴史では、陸海軍の旗印として、第2次世界大戦中、日本が中国や朝鮮半島及び東南アジアなどへの侵略戦争の象徴であり、日の丸に対してはさまざまな国民感情があると考え、議場に掲揚するべきではないという点から、反対します。

賛成討論

平成11年8月13日に施行された「国旗及び国歌に関する法律」で、日の丸が国旗であると定められました。日の丸は侵略戦争の旗印であったことは事実との見解もあります。現在では自衛隊が世界各地において平和維持活動に貢献し、平和のシンボルと言っても過言ではありません。日の丸を議場に掲揚することにより、2度と戦争を起こしてはならないという戒めの証となり、市民の安心・安全をより強く認識すると考え、賛成します。

請願

議請第4号 所得税法第56条の見直しを求める請願について(不採択)

賛成討論

地域経済の担い手である中小業者は、家族の労働によって支えられています。日本の税制は、戦前の家父長制度に基づいており、家族従事者の働き分を、必要経費として認めておらず、家族従事者の働き分は事業主の所得となり、社会保障や行政手続などの面で弊害が生じているため賛成します。

反対討論

納税は国民の義務であり、公平な申告及び事業負担は当然のことです。所得税の申告では、自らに合った方法で、白色申告と青色申告を選択することができません。家事費排除の原則から、事業と家計が明確に分離されていない個人事業者においては、支出と収益、業務との関係を厳しく解釈されなくてはなりません。一方的、所得税法第56条の見直しは、今までよりも不利益をこうむるケースが出てくる懸念があり、また、合理性がないと考え、反対します。

意見書

議員提出議案第4号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(原案可決)

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(抜粋)

次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しの検討が行われます。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒・骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、高齢者の社会生活の維持につながっています。仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費増大の恐れがあります。以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月22日

鴻巣市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿 厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

決議

議員提出議案第5号 総合病院の整備に向けた基金の設置を求める決議(原案可決)

総合病院の整備に向けた基金の設置を求める決議

総合病院の誘致は、多くの市民の願いであり、第二次救急や入院可能な小児医療、分娩可能な産婦人科の設置などの医療体制の充実を図ることは、市民が安心して暮らすことのできる地域としての医療に対する安心、信頼の確保に大きく寄与するものである。

新たな総合病院の誘致は、本市の医療環境の充実だけでなく、県央保健医療圏をはじめ、周辺医療圏を含む地域医療の充実に資するものであり、その実現が望まれる。

鴻巣市議会では、平成27年12月18日に「総合病院誘致に向けた決議」を行ったところである。

本市では、平成28年4月より新たに「地域活性化特命チーム」を設置し、重要課題である病院誘致の実現に向けた取組が開始された。

今後、病院の誘致を進めていく上では、基金を創設して、その活用により、必要な資金を計画的に確保する必要があると考える。

本市議会は総合病院の誘致の実現に向け、総合病院の整備に向けた基金の設置を強く要望するものである。

以上、決議する。

平成28年6月22日

鴻巣市議会